

議会運営委員会調査報告書

議会運営委員会において、市議会基本条例に関する検証について調査したことから、その調査結果を会議規則第110条（委員会報告）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 調査事項 市議会基本条例の検証について

2. 調査期間 令和3年4月から令和3年12月

3. 調査経過

(1) 市議会基本条例の達成度評価の集計結果について

気仙沼市議会基本条例第20条「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを継続的に検討し、制度の改善等の必要があると認めるときは、所定の措置を講ずるものとする。」に基づき、条例の目的達成度の評価・検証を行うため、令和2年11月、議員全員からのアンケート方式による達成度の評価並びに検討課題の集約を行いました。令和2年11月実施の議員全員からのアンケート方式による達成度の評価の集計結果では、前回（平成29年度）と比較し全体的には評価が高くなっている傾向となりました。一方で項目においては前回より評価が低く、また、条項ごと設定評価項目で見えた場合では評価が分かれている条項も見受けられ、達成度を高める取り組みが求められる結果となりました。この結果については、令和3年1月、市議会HPに掲載しました。

4. 調査結果

(1) 市議会基本条例の検証について

①次期任期に向けて検討した事項

令和2年11月実施の議員全員からのアンケート方式による達成度の評価並びに検討課題の集約を踏まえ、議会運営委員会において次期任期に向けて検討する事項を抽出し具体的な検討を行いました。なお、次期任期を待たずに実施できる事項については現任期中に実施することとしました。

NO	関係条項	検討項目とその内容	検討結果 (○で記載した内容)					
1	(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、3人以上の議員をもって会派を結成することができる。 2 略 3 会派は、議会運営等に関し、会派間及び会派に属さない議員との調整を行い、合意形成に努めるものとする。	○会派の結成について ・人数見直し。公党所属議員は一人でも会派とする。 ○会派の合意形成 ・全会一致を目指す現状では、会派を形成するメリットが小さいため、会派と無会派の権限について明確化する。	・各会派等の意見					
			検討内容	市民の声	未来	新風の会	無会派	
			会派結成の人数要件	2人以上 ・基本1人会派は認めないが、今後の協議次第では認める場合もあり得る。	基本3人から ・無会派の議員間で合意形成に努めるのであれば、1人会派を認める。	3人以上 ・今まで知恵を出し合った結果現状のかたちがあるので、このままでいいのではないかと。	1人以上	1人以上 ・1人会派を認め、運用を詳細に定める。
			無会派(1人会派)の議運・会派幹事長会議、会派代表者会議への出席・権限	オブザーバー参加とし、発言権・議決権なし ・会派幹事長等連絡会議を会派幹事長会議に変更する。 ・無会派へは事務局からそれぞれ連絡する。	・無会派の権限は今より厳しくなるのでそれを無会派の方がどう捉えるかが重要。	代表参加とし、発言権・議決権あり	・議運、会派の会議における無会派のオブザーバー参加、発言権・議決権なしとなれば反対が出てくる。	・一議員と事務局の連絡体制をつくってもらう。
合意形成のあり方				・全体の調整は、議運委員長、議長が調整するか検討必要。 ・議会運営の面で議場での議事進行が多くなるのでは。				

○各会派において上記の意見・考え方を持ち帰り議論がされた内容を摺り合わせした結果、会派の結成に関する事項の検討内容については合意形成を図ることが困難であることを確認した。

NO	関係条項	検討項目とその内容	検討結果 (○で記載した内容)																																						
2	<p>(市民と議会との関係)</p> <p>第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会の会議は、原則として公開する。</p> <p>3 以降 略</p>	<p>○会議公開の徹底</p> <p>・原則公開の条文中に則り、非公式の会議としている委員会協議会についても公式の会議として公開する。会議規則の第166条にある「協議の場」について委員会協議会を追加するか、委員会の所管事務調査として活動することを原則とする。</p> <p>○議案のHP公表、委員会議事録の公開、委員会のネット中継</p> <p>・タブレット導入に伴い、議案もデータ化されているため、開会と合わせてHPで公表する。</p> <p>委員会をインターネットで中継公開し、議事録についても公開する。</p>	<p>○委員会協議会を公開の会議（地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場と位置付ける）とすることとした。</p> <p>・市議会会議規則の一部改正 → 令和3年9月定例会に議案上程・議決（令和3年9月24日公布、同日施行）</p> <p>・市議会運営の基準（申合せ事項）の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 第10章 2 委員会協議会 (1) 地方自治法に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、委員会協議会を置く。 (2) 委員会協議会は、委員会に準じて運営する。 </td> <td> 第10章 2 委員会協議会 (1) 行政運営上重要な事項について、所管事務調査のほか委員会協議会を開催することができる。 (2) 委員会協議会は、委員会に準じて運営する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○市議会HP掲載内容を改定することとした。</p> <p>・市議会の情報公開を推進するため、議案、会議録、採択した意見書などを掲載。併せて、議員名簿に掲載する情報を追加。</p> <p>【改定の内容】</p> <p>(1) 議会に関する情報の新規掲載</p> <p>① 定例会・臨時会に関するもの 議案・議案説明資料、一般質問通告書、委員会・委員会協議会会議録、採択した意見書</p> <p>② その他の会議に関するもの 全員協議会資料・会議録、特別委員会・特別委員会協議会会議録</p> <p>(2) 議員名簿掲載事項の追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>表記</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現在掲載</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">追加掲載</td> <td>生年</td> <td>和暦（西暦） 生</td> <td>和暦・西暦、両方掲載</td> </tr> <tr> <td>期数</td> <td>○期（ ）</td> <td>（ ）は市町合併前も含めた通算期数</td> </tr> <tr> <td>所属会派</td> <td></td> <td rowspan="2">事務局に届出されている内容を掲載</td> </tr> <tr> <td>所属政党</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属委員会</td> <td>○常任委員会（正・副）委員長、委員 ○特別委員会（正・副）委員長、委員</td> <td>ほか、運営小委員会も掲載</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td></td> <td rowspan="4">各議員の意向に基づき任意掲載とする。</td> </tr> <tr> <td>ホームページ・SNS等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【市議会HPの改正時期】</p> <p>・令和4年1月中旬 HP掲載内容を改定（会議資料は令和3年12月定例会分から掲載）</p>	改正後	現行	第10章 2 委員会協議会 (1) 地方自治法に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、委員会協議会を置く。 (2) 委員会協議会は、委員会に準じて運営する。	第10章 2 委員会協議会 (1) 行政運営上重要な事項について、所管事務調査のほか委員会協議会を開催することができる。 (2) 委員会協議会は、委員会に準じて運営する。	項目	表記	備考	現在掲載	氏名		住所		電話番号		追加掲載	生年	和暦（西暦） 生	和暦・西暦、両方掲載	期数	○期（ ）	（ ）は市町合併前も含めた通算期数	所属会派		事務局に届出されている内容を掲載	所属政党		所属委員会	○常任委員会（正・副）委員長、委員 ○特別委員会（正・副）委員長、委員	ほか、運営小委員会も掲載	FAX		各議員の意向に基づき任意掲載とする。	ホームページ・SNS等		メールアドレス			
改正後	現行																																								
第10章 2 委員会協議会 (1) 地方自治法に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、委員会協議会を置く。 (2) 委員会協議会は、委員会に準じて運営する。	第10章 2 委員会協議会 (1) 行政運営上重要な事項について、所管事務調査のほか委員会協議会を開催することができる。 (2) 委員会協議会は、委員会に準じて運営する。																																								
項目	表記	備考																																							
現在掲載	氏名																																								
	住所																																								
	電話番号																																								
追加掲載	生年	和暦（西暦） 生	和暦・西暦、両方掲載																																						
	期数	○期（ ）	（ ）は市町合併前も含めた通算期数																																						
	所属会派		事務局に届出されている内容を掲載																																						
	所属政党																																								
	所属委員会	○常任委員会（正・副）委員長、委員 ○特別委員会（正・副）委員長、委員	ほか、運営小委員会も掲載																																						
	FAX		各議員の意向に基づき任意掲載とする。																																						
	ホームページ・SNS等																																								
メールアドレス																																									

NO	関係条項	検討項目とその内容	検討結果 (○で記載した内容)																																																		
			<p>○委員会のネット中継については、以下の現状と課題を踏まえ、新庁舎において委員会中継を実施することとし、新庁舎における議会機能検討事項に映像配信設備を盛り込むこととした。</p> <p>・現状と課題</p> <table border="1" data-bbox="1130 352 2754 642"> <thead> <tr> <th data-bbox="1130 352 1955 394">現状</th> <th data-bbox="1955 352 2754 394">課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1130 394 1955 520"> ◇中継は本会議のみ（ライブ中継・録画配信） ・K-NET と映像データ利用契約 ・(株)東北議事録センターと映像配信契約 </td> <td data-bbox="1955 394 2754 520"> ◇議場以外の中継設備の整備が必要で、既定の映像配信業務委託に追加することは困難 ◇事例がある YouTube 配信は必要機材の確保や職員の負担、配信の安定性が担保できないなどの課題を検討する必要あり。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1130 520 1955 642"> ◇本会議配信アクセス数 ・ライブ中継 1回平均 171.8回 (2020年) ・録画配信 1月平均 141回 (2020年) </td> <td data-bbox="1955 520 2754 642"></td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	◇中継は本会議のみ（ライブ中継・録画配信） ・K-NET と映像データ利用契約 ・(株)東北議事録センターと映像配信契約	◇議場以外の中継設備の整備が必要で、既定の映像配信業務委託に追加することは困難 ◇事例がある YouTube 配信は必要機材の確保や職員の負担、配信の安定性が担保できないなどの課題を検討する必要あり。	◇本会議配信アクセス数 ・ライブ中継 1回平均 171.8回 (2020年) ・録画配信 1月平均 141回 (2020年)																																													
現状	課題																																																				
◇中継は本会議のみ（ライブ中継・録画配信） ・K-NET と映像データ利用契約 ・(株)東北議事録センターと映像配信契約	◇議場以外の中継設備の整備が必要で、既定の映像配信業務委託に追加することは困難 ◇事例がある YouTube 配信は必要機材の確保や職員の負担、配信の安定性が担保できないなどの課題を検討する必要あり。																																																				
◇本会議配信アクセス数 ・ライブ中継 1回平均 171.8回 (2020年) ・録画配信 1月平均 141回 (2020年)																																																					
3	<p>(広聴機能)</p> <p>第10条 議会は、議会の視点からの市政及び議会に係る情報を、多様な広報手段を活用し市民に周知することに努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び要望を取り上げるための広聴活動に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議員で構成する広報及び広聴機能を持つ組織を設置するものとする。</p>	<p>○広聴機能の検討</p> <p>・広聴機能がないため、広報・広聴委員会に改組して議会だよりの編集に、議会報告会開催の機能を加える。</p>	<p>○広報・広聴機能を持つ組織を設置することとし、組織概要について確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1130 695 2742 932"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>組織名称</td> <td>広報広聴委員会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>組織形態</td> <td>特別委員会として設置</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>委員構成</td> <td>8人(各常任委員会、議運から2人ずつ選出)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>委員任期</td> <td>特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>設置目的</td> <td>議会の広報全般ならびに広聴活動の取りまとめ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>役割</td> <td>・議会だよりの編集 ・議会報告会、意見交換会の取りまとめ ・そのほか、広報・広聴に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記検討結果に至るまでの議会運営委員会における議論</p> <table border="1" data-bbox="1130 999 2754 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2">検討課題等</th> <th>結論</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織形態</td> <td>広報機能と広聴機能の一本について</td> <td>・広報と広聴は連携が必要なため、組織を一本化する。</td> </tr> <tr> <td>設置形態</td> <td>常任委員会又は特別委員会として設置することについて</td> <td>・地方自治法第109条の規定を踏まえると特別委員会としての設置が適切である。 なお、地方自治法第100条第12項に規定する「協議等の場」と位置付けている事例もあることから、設置の在り方は今後も課題とする。</td> </tr> <tr> <td>委員の負担軽減</td> <td>広報に広聴機能が加わることによる負担軽減</td> <td>・委員の人数を増やす。</td> </tr> <tr> <td>委員の選出</td> <td>各常任委員会、議運からの委員選出</td> <td>・各常任委員会から2名、議運から2名の選出とする。</td> </tr> <tr> <td>正副議長の出席</td> <td>正副議長の関わり</td> <td>・次期任期で協議いただく(必要に応じて申合せ事項で規定する)。</td> </tr> <tr> <td>委員の任期</td> <td>常任委員会委員任期(2年)又は特別委員会委員任期(4年)にあわせ規定することについて</td> <td>・委員会条例の規定のとおりとする。 ・ただし、委員は各常任委員会、議運から選出されることから、それに合わせて委員の交代を行うなど、次期任期において協議いただく。</td> </tr> <tr> <td>委員会活動</td> <td>具体的な活動内容について</td> <td rowspan="4"> ・現任期では組織の大枠を決め、広報・広聴活動の在り方、具体的な中身については次期体制において協議いただく。 ・議会報告会の所管は広報広聴委員会とする。 ・市議会基本条例第20条に規定する検証作業を所管するなど、委員会の在り方について次期任期において検討いただく。 </td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td rowspan="2">活動の在り方、具体的な中身について</td> </tr> <tr> <td>広聴活動</td> </tr> <tr> <td>議会報公開の所管並びに企画運営</td> <td> 現在所管する議会改革調査特別委員会との兼ね合いについて 議会改革調査特別委員会の在り方について 企画運営を全て所管とするのは荷が重すぎるのでは。委員会とは別に(議会報告会運営チーム等)を設置してはどうか </td> </tr> <tr> <td>意見交換の企画</td> <td>常任委員会ごとの意見交換会の実施について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1	組織名称	広報広聴委員会	2	組織形態	特別委員会として設置	3	委員構成	8人(各常任委員会、議運から2人ずつ選出)	4	委員任期	特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する	5	設置目的	議会の広報全般ならびに広聴活動の取りまとめ	6	役割	・議会だよりの編集 ・議会報告会、意見交換会の取りまとめ ・そのほか、広報・広聴に関すること	検討課題等		結論	組織形態	広報機能と広聴機能の一本について	・広報と広聴は連携が必要なため、組織を一本化する。	設置形態	常任委員会又は特別委員会として設置することについて	・地方自治法第109条の規定を踏まえると特別委員会としての設置が適切である。 なお、地方自治法第100条第12項に規定する「協議等の場」と位置付けている事例もあることから、設置の在り方は今後も課題とする。	委員の負担軽減	広報に広聴機能が加わることによる負担軽減	・委員の人数を増やす。	委員の選出	各常任委員会、議運からの委員選出	・各常任委員会から2名、議運から2名の選出とする。	正副議長の出席	正副議長の関わり	・次期任期で協議いただく(必要に応じて申合せ事項で規定する)。	委員の任期	常任委員会委員任期(2年)又は特別委員会委員任期(4年)にあわせ規定することについて	・委員会条例の規定のとおりとする。 ・ただし、委員は各常任委員会、議運から選出されることから、それに合わせて委員の交代を行うなど、次期任期において協議いただく。	委員会活動	具体的な活動内容について	・現任期では組織の大枠を決め、広報・広聴活動の在り方、具体的な中身については次期体制において協議いただく。 ・議会報告会の所管は広報広聴委員会とする。 ・市議会基本条例第20条に規定する検証作業を所管するなど、委員会の在り方について次期任期において検討いただく。	広報活動	活動の在り方、具体的な中身について	広聴活動	議会報公開の所管並びに企画運営	現在所管する議会改革調査特別委員会との兼ね合いについて 議会改革調査特別委員会の在り方について 企画運営を全て所管とするのは荷が重すぎるのでは。委員会とは別に(議会報告会運営チーム等)を設置してはどうか	意見交換の企画	常任委員会ごとの意見交換会の実施について	
1	組織名称	広報広聴委員会																																																			
2	組織形態	特別委員会として設置																																																			
3	委員構成	8人(各常任委員会、議運から2人ずつ選出)																																																			
4	委員任期	特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する																																																			
5	設置目的	議会の広報全般ならびに広聴活動の取りまとめ																																																			
6	役割	・議会だよりの編集 ・議会報告会、意見交換会の取りまとめ ・そのほか、広報・広聴に関すること																																																			
検討課題等		結論																																																			
組織形態	広報機能と広聴機能の一本について	・広報と広聴は連携が必要なため、組織を一本化する。																																																			
設置形態	常任委員会又は特別委員会として設置することについて	・地方自治法第109条の規定を踏まえると特別委員会としての設置が適切である。 なお、地方自治法第100条第12項に規定する「協議等の場」と位置付けている事例もあることから、設置の在り方は今後も課題とする。																																																			
委員の負担軽減	広報に広聴機能が加わることによる負担軽減	・委員の人数を増やす。																																																			
委員の選出	各常任委員会、議運からの委員選出	・各常任委員会から2名、議運から2名の選出とする。																																																			
正副議長の出席	正副議長の関わり	・次期任期で協議いただく(必要に応じて申合せ事項で規定する)。																																																			
委員の任期	常任委員会委員任期(2年)又は特別委員会委員任期(4年)にあわせ規定することについて	・委員会条例の規定のとおりとする。 ・ただし、委員は各常任委員会、議運から選出されることから、それに合わせて委員の交代を行うなど、次期任期において協議いただく。																																																			
委員会活動	具体的な活動内容について	・現任期では組織の大枠を決め、広報・広聴活動の在り方、具体的な中身については次期体制において協議いただく。 ・議会報告会の所管は広報広聴委員会とする。 ・市議会基本条例第20条に規定する検証作業を所管するなど、委員会の在り方について次期任期において検討いただく。																																																			
広報活動	活動の在り方、具体的な中身について																																																				
広聴活動																																																					
議会報公開の所管並びに企画運営	現在所管する議会改革調査特別委員会との兼ね合いについて 議会改革調査特別委員会の在り方について 企画運営を全て所管とするのは荷が重すぎるのでは。委員会とは別に(議会報告会運営チーム等)を設置してはどうか																																																				
意見交換の企画	常任委員会ごとの意見交換会の実施について																																																				

NO	関係条項	検討項目とその内容	検討結果（○で記載した内容）
4	<p>（議員研修の強化）</p> <p>第11条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催するものとする。</p>	<p>○研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会を定期的に開催し、市民も聴講できるようにする。条文に「少なくとも年1回以上」と追加する。 	<p>○議員研修会については、議会運営委員会や各常任委員会などが開催できることとし、定期的な開催に努め、市民も聴講できるようにする。</p>
5	<p>（議員報酬）</p> <p>第16条 議員報酬は、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬を改正するに当たっては、市政の現状及び将来展望を踏まえた総合的な検討を行うとともに、議会等の活動評価について市民等の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。</p> <p>3 議員報酬を定めた条例の改正に係る議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求による場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	<p>○第16条第3項に「期末手当」の文言を追加し、議員報酬だけでなく期末手当の改正についても議員提案するよう明文化する。</p>	<p>○第16条第3項の規定は「議員報酬を定めた条例の改正に係る議案」となっており、そのなかには期末手当の改正する場合も含まれていることを確認し、今後期末手当を改正する場合は委員会又は議員から提案することとし、会派幹事長等連絡会議で調整いただくこととした。</p>

(2) 今後検討が必要な事項

令和2年11月実施の議員全員からのアンケート方式による達成度の評価並びに検討課題の集約を踏まえ、議会運営委員会において、次期任期以降に具体的な検討が必要と思われる事項について抽出しました。

NO	関係条項 (条文掲載省略)	検討項目	具体的な検討内容
1	第6条 (一般質問)	質問の方式	第1項「争点を明確にするため、総括又は一問一答方式で行う」
2	第8条 (議決事件)	専決処分の全廃	議会運営委員会で議論して合意する。
3	第13条 (政務活動費)	政務活動費の全廃	議会運営委員会で議論して全廃する。
		規制の緩和	現状では会派より無会派の方が政務活動費をつかひやすいため改善する。会派に属していても、個人の議会報告などの費用、事務費用を政務活動費から支出できるようにする。
4	第14条 (委員会活動)	招集月の見直し	通年議会を導入し、招集月の2月、6月、9月、12月を撤廃する。 ※関係例規：市議会定例会の招集に関する規則 第2条
		常任委員の数と定数及び任期の見直し	任期は、議案の慎重審査をするため議員任期と同じにする。また、1日1常任委員会開催や同僚議員のオブザーバー出席を許可するなど、チェック機能の強化を図ることができる。 議会運営委員会で議論して、会派幹事長等会議で全体の合意形成を図る。 ※関係例規：市議会定例会の招集に関する規則 第2条
		委員会活動の充実	委員会は定期的に開催する (月1回)
5	第18条 (議会事務局)	調査及び法制機能を強化する	議長が率先して事務局の書記機能の強化を前提として、人員配置の条例定数通りの配置はもとより、議員活動や議会活動を活性化させるため、議員提案の議案素案作成や、開かれた議会活動のため、議会事務処理作業のスキルアップを前提として、議会運営委員会で議論する。
6	市議会委員会条例 第2条	予算決算常任委員会の設置	監査委員を除いて予算決算常任委員会を設置し、決算時の事業仕分けなどに取り組む。